

「児童虐待事件における制度と課題」

— W市児童虐待死事件におけるプロセスの検証 —

札幌南藻園 大場 信一

1 はじめに

2009年3月に起きたW市における児童虐待事件については、現在公判中であり、守秘義務の関係もあり具体的な内容にふれることはできないが、対応プロセスの中で浮かび上がってきた課題等について話題提供する。児童観の変遷を見てみると戦前の子どもを私物化する見方から、児童福祉法が制定されたあとでも守られる存在（発達途上の存在）として捉えられており、子どもの権利条約以降はじめて権利を行使しうる存在として認識されるようになった。虐待が人権侵害であり、発達途上の子どもに大きな影響を与えることの認識が深まってきている。児童相談所における児童虐待相談件数も年々増加の傾向を示しており、毎年数十例の死亡事件が起きている。そのような実情にあわせ制度改正も進められてきている。また、実態把握の必要性もあり、2008年4月から6月までの全国の児童相談所が取り扱った約10,000件のケースについて、「児童虐待相談のケース分析等に関する調査研究」として全国児童相談所長会が2009年に報告書を作成している。その調査報告の中で、虐待者における虐待の認知状況についての項目では、行為も虐待も認めないものが17.3%、行為は認めるが言い逃れにより虐待を認めないものが15.7%、行為は認めるが信条によるとして虐待を認めないものが19.3%、虐待を認めて援助を求めているものが30.4%となっている。指導にのらない、援助を求めない人が約70%で、その人たちが一般的には状態が悪い。指導にのらないケースが施設活用等親子分離することになることが多いとも言える。

2 児童虐待取り組みの沿革

1933年児童虐待防止法が制定されてはいるが、富国強兵のために戦力補強策の関係から制定されているもので現在の法とは意図するものが違う。1959年国連総会において「児童の権利に関する宣言」が採択された。1989年権利宣言30周年記念として「児童の権利に関する条約」が採択され、はじめて虐待が取り上げられ、1990年より厚生省が虐待の統計を取り始めた。児童虐待への対応は、1997年、児童福祉法の一部改正や厚生省児童家庭局長通知「児童虐待等に関する児童福祉法の適切な運用について」がだされて取り組まれてきたが、児童福祉法だけによるのではなく新たな立法の必要性が児童福祉関係者からも多く叫ばれる中、2000年「児童虐待の防止等に関する法律」が施行されている。この法律に基づき、早期発見、早期対応、発生予防、子どもの保護、子ども・保護者への支援が行われてきている。法施行後も児童福祉法と併せて逐次改正がなされ、2004年の改正では虐待定義の拡大、通告義務の範囲の拡大、市町村の役割の強化、要保護児童対策地域協議会の法定化、司法関与の強化がなされ、2005年児童相談所の児童福祉司配置基準の見直し、2007年児童相談所運営指針等の見直しがあり、安全確認

に対する基本ルール（48時間以内）、きょうだい事例の対応、通告受付の基本の徹底が示され、2008年改正では安全確認措置の義務化、面会・通信制限の拡大、保護者に対する指導に従わない場合の措置の明確化、要保護児童対策地域協議会の運営強化等規定がなされ対応の進展が図られてきている。ほかにも家族再統合の促進、死亡事例等の国・地方公共団体による分析責務の規定がなされてきている。児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会が設置され、2004年以降の死亡事例等が検証されてきており、今までに第5次報告（2008年3月末まで）までされている。

3 対応のフロー

児童相談所における虐待通告からの流れは、さまざまな関係者・関係機関だけではなく、近隣や通りがかり方からの通告があって対応がスタートする。はじめは断片的な情報による通告も多く、通告者の協力も得ながら、情報収集に努める。子どもや親を含めて家族に関係する周辺情報の収集も平行して行う。情報が収集された段階（不十分な収集状況にある場合もある）で、緊急受理・援助方針会議が開催され対応方針が検討されることになる。あわせて法律に示されているように児童相談所や市町村など関係機関による児童の安否確認は48時間以内の目視等によって現認がなされる。受理援助方針会議の中では、虐待の重症度、緊急性、一時保護の必要性等が検討され、検討内容に基づき対応がはかれる。児童の一時保護の実施のいかんにかかわらず、調査の継続、要保護児童対策地域協議会（関係者会議等）における対応検討、役割確認がなされ、援助方針会議において支援の方針・内容が決められていく。調査確認、アセスメント、対応は一度きりのものではなく、繰り返し行われていくのが常である。

4 対応の中での課題

虐待の存在に対する社会全体の低い認識（虐待を認めたくないという心理が働き発を困難にしている、身体的に重篤な虐待しか問題と考えないなど）と子どもの権利に対する社会全体の低い認識が大きな壁となっている。虐待は密室で行われることが多いために当事者から打ち明けるなど明らかになることは少なく、援助も求めないことが多い。初回面接や短時間の面接では、加害の親が優しい親を振る舞っていることも多いため、虐待が隠されてしまう状況になることも多い。対応していく中で親和的關係重視の慣れ、介入型スタンスへの切り替え、個別的対応から組織的対応への転換、個人情報保護対策、権限強化への対応、市町村との役割分担など大きな課題を抱えており、その中に児童相談所職員にとって陥りやすい罠が隠されているようにも思われる。

（1）調査・情報確認

虐待の通告については、多様な通告・相談者が想定されるものの共通の留意しなければならないことはあり、虐待者の状況によっては行き詰まることもみられる。しかし、子どもの安全確認・安全確保をなによりも優先しなければならない。

- ① 保護者やその他の家族、親族、関係者の協力が得られるかどうか
- ② 通告内容を認めているのかどうか
- ③ 面接調査の中で、事実確認内容に矛盾点があるのかどうか

（2）緊急受理・援助方針会議の開催

限られた情報の中で、速やかに会議を開催し、リスクアセスメント表を活用するなど当面の対応方針を決定することになる。

- ①緊急性・重篤性の予測がどうか
- ②安否確認の状況はどうか
- ③緊急保護必要性があるのかどうか

(3) 連携

会議による方針決定後、関係機関への連絡にとどまらず、関係機関の具体的な役割分担の協議が必要となる。少なくともリスク判断についての共通理解は必要となる。通告内容によっては、通告者が特定されることによる虐待者との関係性について関係機関の中での共通理解と配慮も必要となる。

(4) 対応

虐待者が必ずしも協力的でない場合の方が多く、どのようにアプローチをしていくのかは、きめこまかなアセスメントのうえに成り立つ。保護者の強い抵抗や攻撃性が想定される場合には、調査等初期対応の時点から警察や家庭裁判所等との連携が検討されることになる。

(5) 要保護児童対策地域協議会

子どもや家庭に対する支援は一機関で担える状況にはない。効果的な支援には、この協議会の積極的な活用は欠かせない。基本としては通告時点と対応方針決定時点での開催が望ましい。この協議会が形骸化することだけは避けなければならない。

- ①ケースに関する情報共有がなされているかどうか
- ②虐待のとらえ方について共通認識ができているかどうか
- ③役割確認がなされているかどうか

(6) モニタリング

モニタリングが必要と判断した時には、どの機関がいつまで、何を、どのような方法で実施するのかを明確化しておくことが必要となり、状況によって対応の見直しが検討される。再発時の対応や介入についての目安等の共通認識も必要となる。

5 今後に向けて

児童相談所におけるガイドラインと親権制度見直しが当面の課題としてある。法改正等のたびに児童相談所の権限が強化されてきているが、対応がなかなか追いついていけない状況にある。保護者への出頭要求、立入調査の実施と調査拒否、保護者への再出頭要求、臨検・捜索、面会・通信制限、同意入所ケースへの対応、接近禁止、生命・身体に被害が生じる可能性のある医療ネグレクトへの対応についてのガイドラインが求められる。また、親権制度の見直しが進められており、親権喪失制度の見直し、親権の一時的制限制度の創設、施設入所児童・一時保護児童の部分的親権制限制度の創設、法人による未成年後見の導入、親権者等がいない児童の取り扱い、接近禁止命令のあり方、保護者指導の実効性を高める方策、懲戒権等に関する規定の見直し等が論点となっている。

参考・引用文献

「平成22年度全国児童養護施設新任施設長研修会講義資料」全国社会福祉協議会
「全児相（通巻87号）」全国児童相談所長会

「子ども虐待対応マニュアル～児童相談所初期対応実践編～」北海道